山や



概 況

ロメートルの「山都町」が誕生した。本町は、熊本県の東部に位置し、北は西原 その支流の大矢川、笹原川などが流れ、起伏に富んだ独特の渓谷美を形成してい これらを水源とし、宮崎県延岡市に流れる五ヶ瀬川と熊本市に流れる緑川水系、 山地の脊梁までを区域とし、 は八代市、西は御船町及び美里町にそれぞれ接している。阿蘇南外輪山から九州 蘇陽町が合併し、人口一六、九八一(平成二二年国勢調査)、面積約五四五平方キ ートルにも及び 、県内屈指の面積を誇る。山林原野が七二パーセントを占めてお . 南阿蘇村及び高森町、東は宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町及び東臼杵郡椎葉村、南 地形的な変化に富み、町域は、東西約三三キロメートル、 北部はなだらかな高原状を呈しているが、南部は九州山地の山々が連なり、 ・成一七年二月一一日、平成の合併で唯一の郡境を越えて、矢部町、 標高は、三○○メートルから九○○メートルにあっ 南北約二七キロメ 清和村、

茶)、栗、柚子やブルーベリーを加工したジャムなどの二次製品が高い評価を受け、 特産品となっている。 なっている。近年では、地域特性を活かしたトマトなどの高冷地野菜、茶(矢部 交通面では、町を東西に横断する国道二一八号や、国道二六五号、 産業としては、農業が主で、野菜、米、 茶、 、椎茸、 畜産などの複合経営が主と 国道四四五

号などが主軸となっており、熊本市から一時間程度の行程である。 区と白藤地区を結び、町中心部への利便性が向上した。この橋は、高さ一四〇メ ・トル長さ三九○メートルのY字橋脚と斜張橋との複合型の珍しい橋で、橋の上 また、くまもとアートポリスプロジェクトのデザインによる鮎の瀬大橋が菅地

やたもとからは緑川の深い渓谷の風景を眺めることができる。

おき、三五万石を有し、戦国時代に矢部に本拠地を置いた阿蘇氏の旧跡が数多く 老ケ滝がある。また、南北朝時代から居館(浜の館)、居城(岩尾城)や愛藤寺城 定されている通潤橋があり、近くには高さ約五〇メートルの水量豊富で雄大な五 名所旧跡としては、日本最大級の石造りアーチ水道橋で、国の重要文化財に指 健軍、郡浦、甲佐四社領をはじめ阿蘇、益城、宇土の三郡を支配下に

見られる。清和文楽人形芝居は嘉永年間より伝えられてきたもので、昭和三三年、見られる。清和文楽人形芝居は嘉永年間より伝えられてきたもので、昭和三三年、別船町から山都町内のコースを歩く歴史ウォークが開催されている日向往還などがある。 御船町から山都町内のコースを歩く歴史ウォークが開催されている日向往還などがある。

がある。を引き廻される八朔祭や、文楽の里まつり、火伏地蔵祭、九州山地神楽祭りなどを引き廻される八朔祭や、文楽の里まつり、火伏地蔵祭、九州山地神楽祭りなどを引き廻される八朔祭や、東京行事としては、秋の訪れを告げる大祭で、巨大にして精巧な造り物が、町

#### 一町名の由来

で「山都町」に決したものである。といった町名候補についての各町村の意向が持ち寄られ、協議の結果、満場一致いて公募し、そこから候補を選定した。「九央町」「蘇南町」「美山町」「山都町」矢部・清和・蘇陽三町村の合併協議にあたって、合併協議会は新町の名称につ

## 三 平成の合併検討経緯

## 合併関係市町村の状況

1



## (一) 阿蘇郡蘇陽町

面に展開し、九州山脈に連なる地域で『九州のへそ』と称される。積は約一一九平方キロメートルである。宮崎県境にあり、南阿蘇外輪山より南昭和三一年九月三〇日、柏村、菅尾村、馬見原町が合併してできた町で、面

## (二) 上益城郡矢部町

れる。した。面積は約二九六平方キロメートルである。通水の石橋「通潤橋」で知らした。面積は約二九六平方キロメートルである。通水の石橋「通潤橋」で知ら昭和三二年の二か村編入、昭和三七年の一部境界変更を経て近時の町域を形成昭和三〇年二月一日、浜町ほか三か村の合併により矢部町が誕生し、以後、

## (三) 上益城郡清和村

ロメートルで、嘉永年間から伝わる文楽の里として知られる。宮崎県境で、南北に細長い形状の山間部の農村である。面積は約一二九平方キ昭和三一年七月一日、朝日村と小峰村の合併により誕生した村である。南は

#### 検討の経緯

では、当地域については、 平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、当地域については、 平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、当地域については、 平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、当地域については、 平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、当地域については、 平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、当地域については、

山都町が誕生した。(第二編「上益城地域」参照)見もあったが、三町村で合併に向けた手続が進められ、平成一七年二月一一日、ため、阿蘇郡に属する蘇陽町内では、「阿蘇」の名前から離れることを危惧する意郡を異にする当地域の合併については、新町が上益城郡に属することとされた

# 3 合併協議会における協定事項等

一)合併の方式(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載

団体を設置する新設 上益城郡矢部町、 清和村及び阿蘇郡蘇陽町を廃止し、 (対等) 合併とする その区域をもって新しい

- 平成一七年二月一一日とする。
- 新町の名称 新町の名称を「山都町」とする
- 回 新町の事務所の位置

町庁舎)を含む周辺とする。 地方自治法第四条に基づく新町の事務所の位置は、 ただし、敷地は国道二一八号に接するものとする。 矢部町浜町六番地 (現矢部

五 財産・債務の取扱い

財産及び債務については、 現行のまま新町に引き継

とを検討する。 なお、当該基金を充当しても建設費が不足した場合、 ただし、矢部町の庁舎建築基金については、今後新築する本庁舎の財源とする。 合併特例債を活用するこ

(七) 新町建設計画

(六) 郡の区域の取扱い

新町の郡の区域は、上益城郡とすることを県知事及び県議会に対し要望する。

新町建設計画は、別添「新町建設計画」に定めるとおりとする。

(八)議会議員の定数及び任期

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 新町の議会議員の定数については、 より二二人とする。 地方自治法第九一条第二項の規定に

- $\widehat{2}$ 公職選挙法第一五条第六項に規定する選挙区は設けない
- (3) 三町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第 一号の規定を適用し、平成一七年一〇月三一日まで新町の議会議員として在
- (九) 農業委員会委員の定数及び任期

農業委員会については合併時に統合するものとし、 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、 農業委員会の選挙で選任さ 次のとおりとする

を適用し、平成一七年七月 れた委員の任期は、 在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数は、二〇人とし、 市町村の合併の特例に関する法律第八条第 一九日まで引き続き農業委員として在任する。 一項第一号の規定 農

> 業委員会等に関する法律第一○条の二第二項に規定する選挙区を設ける。 は三とし、矢部町、清和村、 蘇陽町にそれぞれ一選挙区を設ける 選挙区

なお、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われた場合、 新町において農

業委員会委員の定数について検討する。

(一〇) 地方税(納税関係を含む)

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 賦課率は入湯税を除き三町村とも同率であるので、現行のまま新町に引

- (2) 入湯税については、 矢部町の例による。
- 3 納期については、次のとおりとする。
- ア 個人町村民税・固定資産税については、 一〇期とする

イ 軽自動車税は、四月納期とする。

(4) 納税(貯蓄)組合及び報奨金については、 に関する助成については、合併後新町において調整する。 廃止する。 なお、 地域づくり

一一)一般職の職員の身分

般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 三町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条によ すべて新町の職員として引き継ぐ。
- (2) 職員数については、 適正化に努める。 新町において定員適正化計画を策定し、 定員管理の
- (3) 職名及び任用要件については、 から、調整し統一する。 人事管理及び職員の処遇の適正化 0 親点
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を

## (一二) 地域審議会

規定に基づく地域審議会を新町において設置する。 地域審議会については、 市町村の合併の特例に関する法律第五条の四第一 項

地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、 次のとおりとする。

# 4 合併時の三役及び正副議長

清和村	矢部町	蘇陽町	町村名
兼瀬 哲治	甲斐 利幸	後藤 恵喜	長
	1	中村勲	助役
福田幸一	I	倉岡 克行	収入役
梶原	田上聖	渡邊 和幸	議長
那須 典昭	飯開 和雄	後藤冠	副議長

# 5 合併時の関係町村の現況表

の生業

第三次産業

一次産業

3 3

三三三

吾

一、野六

高 売

デ売

 $\widehat{\bigcup}$ 

面一戸

積

곮

스

八. た

元子. 四

元

咒

人

数口

人

二〇、芸宝

四八二六

二、轰丸

六宝

一、

天

九

四

\_ | | | | |

一,〇三四

区

分

山都町

蘇陽町

矢部 関

清和村

併

係

上の学校 中学校以

中

学

校

ᄪ

計

一〇、六七九

一、異品

六四三

高等学校

前年度予算総額

(音号円)

五、た

四四四四

臺

三

点

三

四九

릇

抎品

奏

第第

一次産業(百万円)

一、売

一、弄弄

、充品

Ę

美

第三次産業(百万円)

計

(百万円)

蔒

八八六〇

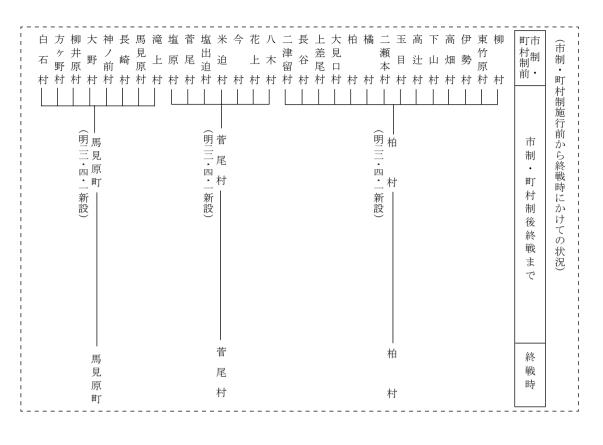
昭	雄

# 【旧阿蘇郡蘇陽町における合併の歴史】

四

昭和以前の合併検討経緯

#### -1196-



伊勢、 年の町村制施行に伴ない、 谷村に合併が二瀬本村列となって同一戸長役場の統治下に置かれ、 形成したが、一七年の改正により柳村など前記 町村編制法が施行されると、橘、 尾、高辻、伊勢、長谷、倉木山の一五か村に分かれていた。明治一二年、郡区 地域は柳、竹原、高畑、下山、玉目、二瀬本、橘、二津留、柏、 四二村は第二大区第八小区となり、その合併が行われ、同九年現在で、本村の の管轄下にあったが、明治七年 一津留、大見口、上差尾、 竹原、 菅尾村 高辻、高畑、 塩出迫、 下山、 この一四か村が合併して柏村となった。 のち細川 (一八七四)の大小区制改正により菅尾郷一町 長谷、 柏 領となり、 今、花上、二瀬本、 玉目の八か村がそれぞれ一行政区域を 滝上、馬見原、長崎の八か町村、 阿蘇郡代の所管である菅尾手永 一四か村、 八木、米迫の七か村、 倉木山は一二年に長 大見口、上差 その後二二

その後、二二年の町村制施行に伴ない、前記七か村が合併して菅尾村となった。 塩原に滝上、大野、 同じくしたが、一七年の改正によって花上、 町ほか五か村と、そして塩原村は柳井原村ほか二か村等とそれぞれ行政区域を 花上、八木、米迫の四か村は橘村ほか二か村と、 原、今の七か村に分かれていた。同一二年、郡区町村編制法の施行により今、 治九年(一八七六)現在本村の地域は、八木、花上、米迫、塩出原、菅尾、 柏村と同様旧藩時代は、 、馬見原を加えた一〇か村が同一行政区域菅尾村列となった。 阿蘇郡代の所管である菅尾手永の管轄下にあって明 八木、 塩出迫、菅尾両村は、馬見原 今、 米迫、 塩出迫、 塩

## (三) 馬見原町

三か村は小峰村列の行政区域に変更されたが二二年の町村制施行に伴い前記八 区域をなし、 野、柳井原、 法施行により、 大野、柳井原、 たが、明治九年(一八七六)現在の本町の地域は滝上、馬見原、長崎、 旧藩時代は、前記二村と同様阿蘇郡代の所管である菅尾手永の管轄下にあっ 方ケ野、 戸長役場が設置された。一七年の改正により、 滝上の五か村は菅尾村列の行政区域に、 滝上、 方ケ野、 白石の五か村は塩原村、 馬見原、長崎の各村は菅尾村ほか四か村と、 白石の八か村に分かれていた。一二年の郡区町村編制 仮屋村とともにそれぞれ一行政 神ノ前、 馬見原、大野、 方ケ野、 神ノ前、 白石の 大 柳

の打ち合わせ会が開催されたが、その後は、柏村を除いた四か町村の協議会が七、 している段階で町村合併促進法が施行された。 八回にわたって開かれ、合併の諸問題について検討した。しかし、郡が違うこと、 上益城郡朝日村の主催により、馬見原、 小峰村を加えた越郡合併の動きがあった。昭和二八年(一九五三)七月二九 対合併促進法制定前は、 小峰村両村内で紛争が起こったこと等により四か町村合併を検討 柏、菅尾、 馬見原三か町村の区域に上益城郡の朝日 · 菅尾、 柏、 朝日、小峰五か町村合併

重ねられたが、 実現は困難な情勢であった。このような各種の合併案について、いろいろ協議が を含めた七か町村合併案などがでたが、七か町村案は県境を越えた合併であって、 合併の意欲は日を経るにしたがって高まっていったが、馬見原町、 県の合併試案として柏、馬見原、菅尾の三か町村合併案が示された。 後の役場の位置に不満があり、 あがってきたが、立地条件からみて合併を困難視する向もあった。二八年一一月、 (山東部一帯の呼称) 同志会が推進するその五か町村に宮崎県三か町村、 町 村合併促進法の制定に伴い、本町の地域においてもようやく合併気運 県試案に朝日、小峰両村を含んだ五か町村合併案、 各町村ともそれぞれの事情があって合併は難航した。 早急な合併は困難視された。その後、 あるいは知保郷 柏村は、合併 柏、菅尾二 住民の町村 鞍岡村 が盛り

四月八日、 町議会の審議を重ねること数回、ついに翌三一年三月、三か町村合併に同調する ただちに馬見原町に対し三か町村合併をはたらきかけた。これに対して同町では、 ことになったので、ただちに三か町村代表者会議を開いて合併協議会を発足させ 三〇年一二月、 柏、菅尾の三か町村合併を最終目標として、まず二か村合併の協定がなされ、 第一 回の協議会を開き、 柏村と菅尾村の間では、 合併協議会事務局を菅尾村に設置した。 柏村の強力な懇請により、 一応、 馬見

五月七日 役場位置問題について各町村から資料を提出して論議したが、結論がでなかった。 位置の問題 四月二一日、 第四回の協議会を開いて役場位置問題を協議したが、 でいきづまり、 第二回の協議会を開き 流会となった。 新町建設計画について協議したが 四月 三三月、 第三回の協議会を開き、 結局決定できず 役場

柏村はついに協議会から脱退することになっ

尾村、 標として協議会を進めた。しかし、 ○人では適正規模にならないので、 五月二七日、両町村議会において合併の議決をした。 馬見原町の二か町村で合併を行うことになり、 菅尾村の二か町村で協議会が開かれたが、 柏村の態度が決まらないため、 県試案に基づき、 八月一日の新町発足を目標 あくまで三か町村合併を目 とりあえず菅 人口五、

一四日、 その後六月八日には、協議会にはかって建設計画の策定を急ぐことにし、 二か町村の合併協議会を開き、 県の出席のもとで次の事項を決定した。

- 柏村を含めた三か町村合併を、 最終目標とする。
- 場の位置は菅尾村に置くことにした。 次いで六月三〇日、二か町村合併協議会を開き、 役場の仮位置、 二か町村合併は、 出張所問題は、 七月県議会に上程、 新町名とともに、 九月一日の発足を目標とする。 新町名は 次回で審議決定する。 「蘇陽町」とし、 役

がこの渓谷を 町村の地域で、 三一年九月三〇日、 設計画書の策定と合併申請手続きにとりかかった。これでようやく三年間にわた 後分村を認めることで一応紛争はおさまった。そこで、 地区の公職にある者が辞表をだすなどして混乱し、暗い雲ゆきとなったが、合併 村合併に同意することになり、 菅尾村では柏村を含めた三か町村の合併を最終目標としているので認めなかっ ってもみにもんだ合併問題も終止符が打たれ、菅尾村に仮役所を置くこととして、 つ北部、長谷他四地区では、 に対し三か町村合併を懇請したので、柏村においても協議を重ねた結果、 たが、町当局は一応三か町村合併目標の線で固まっていたので認めなかった。 た。馬見原町でも、西部地区の一部が清和村へ分町したいという動きが起きて から、柏村を含めない二か町村合併であれば分村したいという陳情がなされたが 地名で、 このあと七月七日、菅尾村の東部にあたる大字花上および大字八木字八矢地区 その後、馬見原町、 柏 「蘇陽峡」と名づけたのが初めで、 古代の 菅尾、 「蘇陽町」が誕生した。 菅尾村は、二か町村合併を一時保留し、 馬見原、 「知保郷」 分村運動をおこし、高森町へ合併を陳情し、 その旨を回答した。しかし、この決定に不満を持 朝日、 に相当する。 小峰、 「蘇陽」というのは、 宮崎県三か所および鞍岡を含む七か 昭和の初め、 それ以来 ただちに三か町村は、 「蘇陽」 当時の斉藤宗宣知事 再三にわたり柏村 元来この地 と呼ぶように 三か町 建

あって無限の発展を象徴するところからその名称を選んだ。なったという。このように由緒ある「蘇陽」の言葉が、太陽が蘇るという意味も

たが、三六年度に至り役場庁舎が新築されたことによって行政も正常にかえった。とに移動するというような変則行政を繰り返し、行政運営上に著しい混乱が続いをおくことについての分村申請が正式に県に提出され、その間、役場を一か月ご四か年半にわたって紛争が続き、昭和三四年五月には蘇陽町の一部をもって柏村本町は、地域が広大で部落が点在しているため、新町発足後も役場位置問題で、本町は、地域が広大で部落が点在しているため、新町発足後も役場位置問題で、

## 合併条件及び協定事項

- (一) 合併の形式 柏村、菅尾村、馬見原町を合体して町とする。
- (二) 合併の時期 昭和三一年九月三〇日
- 一) 新町名 「蘇陽町」
- (四) 役場の位置

1.。 新町役場は、仮役場として、暫定的に菅尾村大字菅尾字赤迫一二五三番地に

- (五) 役場仮支所、出張所の位置
- 合併関係町村役場を仮支所とする。
- 2 大字東竹原二〇四番地に出張所を置く。
- (六) 仮支所、出張所で行なう事務

戸籍、住民登録、配給、町税の収入、諸証明その他必要な事務

(七) 議会議員の任期、定数

議員は、町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、任期は、昭和

- 三二年九月二九日までとする。
- ハ) 教育委員の定数 定数は五人とする。
- ル) 農業委員の任期、定数

一農業委員会とする。

人とし、任期は昭和三二年七月一九日までとする。 その定数は三〇年期、定数は、町村合併促進法第九条の三の特例を適用し、その定数は三〇年期、定数は、町村の代表のである。

○) 職員の身分取扱い

新町の職員としての身分を保有せしめ、勤務年数は継承する。

- (一一) 財産および負債
- 1 三か町村の所有するすべての財産は、新町に引き継ぐものとする。
- 2 三か町村のすべての負債は、新町に引き継ぐものとする
- のとする。 部分林の関係あるものは、旧慣を尊重し、町村の分収は新町に引き継ぐも
- 村の公共事業に充当するものとする。については従来の契約をそのまま継承し、その分収金については合併関係町町村有原野、採草地については従前の使用慣行のとおりとする。官行造林

4

3

### 二) 債権債務

引き継ぐものとする。 三か町村の有する債権債務については、誠実にこれを処理したうえ、新町に

(一三) 消防団の統合

消防機械器具および団員は、すべてそのまま新町に引き継ぐものとする。

(一四) 国民健康保険

国民健康保険事業は、統合して新町に引き継ぐものとする。

(一五) 各種団体の統合

町内各種団体の統合をすみやかにあっせんする。

(一六) 各種事業

三か町村の各種継続事業および既定計画事業は、新町で継続して行う。

- (一七) 大字、字の名称 現在のとおりとする。
- (一八) 柏村内における分村問題

合併後、新町において、法により分村実現に協力するものとする。

# 4 合併時の三役及び正副議長

馬見原町	菅 尾 村	柏村	町村名
工藤保蔵	山中説真	小崎正行	長
斗高俊治	大久保春俊	興梠護久	助役
本田末熊	今村親雄	後藤松寿	収入役
本田清隆	田中進	甲斐勝巳	議長
山本正網	田中案山子	玉目虎雄	副議長

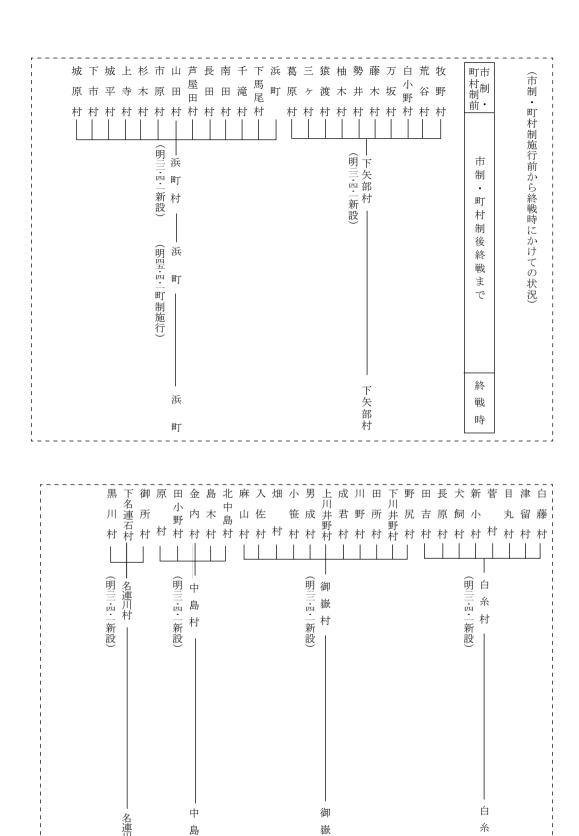
	1	-		学校	高等	上の学校
	_	11	四	学校	中	中学校以
五.	=	五	[11]	署	公	官
一、兲〇	一、八四四	三、五六六	六、九九〇	計	0 美龍	
一〇元	四六	三五五	五五()	その他人	りを生	<i>0</i> 害
一、四七一	一、七九八	141,11	长"国国〇	農業人	<u>.</u>	0 / 5
一、八三	_	Olut	11′⊀011	計		
+ +	-	五00	1′11114	その他人	<b>羊</b> 岩	<b>柴</b> 態
一、一五五五	ı	11110	一二二八五	商工業人	写	
週・		七四・一四	1110 · OK	積 平方料		面
<u> </u>	三元	七公	'七九	数戸		戸
三、四五二	一、八四四	四、二、六	九、五九二	口人		人
馬見原村	菅尾村	柏村	蕉陽田	矢		Þ
村	併	合	<b>是</b>	<del>}</del>		<u> </u>

# - 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革

【旧上益城郡矢部町における合併の歴史】

計 千円 三八二三	生産者 その他千円 宝400	Ē	鉱工産千円二5.500	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上) ハ	前年度予算総額千円 ポパパ	市町村税納税額千円 〒1051年	県 税 納 税 額 千円 l'天O	1
	00		00	八				
				_				

# 名蓮川村 (昭三1・四・1編入) (昭三1・四・1編入) (昭三1・四・1編入) (昭三1・四・1編入) (昭三1・四・1編入) (昭三1・四・1編入) (昭三1・四・1編入) (昭三1・四・1編入)



村

村

#### 一) 下矢部村

か村が合併して下矢部村となった。

改正で一○か村を一戸長役場区域として、二二年の町村制の施行に伴い、一○改正で一○か村を一戸長役場区域として、二二年の町村制の施行により、これらを六村と四村の二行政区域に分けたが、一七年のの改正大小区制のもとでは、第九大区第三小区に属していた。一二年郡区町村の改正大小区制のもとでは、第九大区第三小区に属していた。一二年郡区町村本村地域は、牧野村、荒谷村などの一○か村からなり、明治七年(一八七四)

#### 一) 浜町

この地に惣庄屋を置いたことから「庄の村」ともいわれた。その後、この地は 村が合併して浜町村となった。さらに四五年町制を施行して、浜町と改称した。 か町村が浜町列として一行政区域となり、二二年町村制施行とともに一三か町 それぞれ一行政区域となったが、一七年戸長役場区域の改正によりこれら一三 その他の町村は第三小区に編入された。一二年郡区町村編制法の施行により、 区に属し、後の城原村は第四小区、後の城平、上寺、 永に属していたが、明治七年(一八七四)の改正大小区制のもとでは、 から浜町と呼ぶようになったと伝えられている。本村地域は、 矢部の中枢となり、商家が相ついで家を建て、「浜の館」のあった町ということ いわれている。浜町は、 焼かれた小一領神社の宮居に町を建設しはじめ、これが浜町誕生のはじまりと あった井手玄蕃允豊治が矢部郷の初代惣庄屋となった。井手豊治は小西行長に 侵攻にあい、 平安朝の頃は、 当時秀吉の配下にあった佐々成政が支配し、 城平両村、 岩尾城とともに廃城となった愛藤寺城の城代であり、 細川氏の領地となった。その間元和元年 その領土となった。天正一五年豊臣秀吉が島津氏征伐を行なった 野尻村などと、杉木村は、原村などと、浜町、下市、下馬尾 上寺、山田、芦屋田、市原、長田、南田、千滝は七か村で、 阿蘇氏の領地であったが、 柳本神社の宮居地という由緒から「宮の原」といわれ、 天正一三年 (一六一五) の一国一城令に その後小西氏、 杉木の三村は第五小区、 (一五八五) 島津氏 旧藩時代矢部手 加藤氏の代

編制法の施行により、目丸、菅の両村を一行政区域、長原、津留、白藤、新小、改正大小区制のもとでは、すべて第九大区第四小区に属した。一二年郡区町村本村地域は、旧藩時代は矢部手永に属していたが、明治七年(一八七四)の

か村が合併して白糸村となった。年これら八か村を一行政区域に改めた。二二年町村制の施行に伴ない、この大飼、田吉の六か村を一行政区域として、それぞれ戸長役場を置いたが、一

#### 2/ 在新木

在村、麻山村を含めた一一か村が合併して御嶽村となった。 佐村、麻山村を含めた一一か村が合併して御嶽村となった。 一七年打政区域となったが、二二年町村制の施行にともない、入た村は第五小区、上川井野村は黒川村などと、男成、成君、川野、田所、小尻、下川井野、畑、入佐の各村は城原村などと、男成、成君、川野、田所、小尻、下川井野は六か村で、それぞれ一行政区域となった。一七年行政区域の改正により、麻山、入佐の各村は城原村などと、男成、成君、川野、田所、小兄、下川井野は第五小区、との他の区域は第四小区に編入されて、京山村を含めた一一か村が合併して御嶽村となった。

#### 中島村

本村地域は、旧藩時代中島手永に属し、のち手永の合併によって矢部手永に属し、中島村、木鷺野村などの六か村からなり、明治七年(一八七四)の大小属し、中島村、木鷺野村などの六か村からなり、明治七年(一八七四)の大小属し、中島村と木鷺野村などの六か村がらなり、明治七年(一八七四)の大小属し、中島村と木鷺野村などの六か村がらなり、明治七年(一八七四)の大小属し、中島村、木鷺野村などの六か村からなり、明治七年(一八七四)の大小属し、中島村となった。

#### 名連川村

が、下名連石村に対しては御所村、黒川村から合併の申し込みが強くなされた となった田小野村とが合併し、 となったが、一七年の改正により三か村は、 により、下名連石村は金内村などと、黒川、 政区域となった。二二年町村制施行の際、 小区制のもとでは、第九大区第五小区に属した。一二年郡区町村編制法の 下名連石村、黒川村、 下名連石村は、 御所村及び黒川村と三か村で合併して名連川村となった。 御所村の三か村からなり、 その役場を下名連石村に置くことまで決定した 下名連石村と、 入佐、 御所両村は麻山村と同一行政区域 麻山の両村とともに同一行 明治七年(一八七四)の大 中島村に属すること

#### 2 町村合併促進法制定後の経緯

命は木を伐り山を開き、 町村が、二九年一〇月町村合併協議会を設置して町村合併への第一歩をふみだし 要求で、三七年四月一日矢部町から分離して御船町に境界変更された。 指導により結局新矢部町と合併することになり、三二年四月一日、 時代(一五三二~一五五四)の記録では、 地を開拓するにあたり、この地方が全くの深山幽谷で当時まだ無人であったので、 新町山漁村建設計画の遂行途上であるため合併できないという理由からであった。 た。しかし、この六か町村合併も、最終決定までの間に、中島村、名連川村の二 朝日村および小峰村には郷内他町村との合併の意思がないことを認め、 の意向を示し、 が、この試案に対して朝日村、 合併する意思はなく、また町村合併促進法の趣旨にも沿わないため、 いたことから「矢部町」とした。「矢部」の語源は、 して矢部町として発足した。この地方は、 この整備が終わるまでは合併できないという理由からであり、名連川村の場合は、 か村が離脱した。これは、中島村の場合は、 域であったため、 矢部郷八か町村合併の構想に賛意を表する者が多かったが、あまりにも広大な地 くする浜町、下矢部村、白糸村、御嶽村、 一一月発表された県の合併試案では、矢部郷八か町村を合併するとの案であった 「野辺」「野部」などとあり、後日転じて「矢部」となったものともいわれる。 さて、中島村、 結局、三〇年二月一〇日、 経済的にも文化的にも御船町とのつながりが深いことから、 対合併促進法制定直後の住民感情は、 後に「やまべ」を「やべ」と言うようになったと伝えられる。また、天文 これにより、当初の町村合併促進協議会結成時の六か町村合併案が実現 旧中島村大字島木の通称松の生部落 さらに朝日、小峰、御嶽の三か村合併の噂が流れるにおよんで、 名連川村は六か町村合併から離脱はしたものの、二か村だけで なかなか具体化の運びに至らなかった。昭和二八年(一九五三) 水を利用して村をつくり、この地方を「山辺」と名づけ 下矢部村、 小峰村は、 浜町、白糸村、御嶽村の四か町村が合併 阿蘇郡菅尾村、馬見原町、 「矢部の庄」と記され、「山部」「山辺」 古くから矢部郷と称し、広く知られて 名連川村、中島村、朝日村、 歴史的、社会的、経済的諸条件を同じ 村内の公共施設が不備であるため、 古く阿蘇大神健磐龍命がこの (世帯数) 四 人口一三〇人) 矢部町に編入 その後県の 柏村と合併 残る六か 小峰村の

#### 3 合併条件および協定事項

## 浜町ほか三か村の合併

 $\widehat{\phantom{a}}$ 

合併の形式

合体合併とする。

- $\stackrel{\frown}{=}$
- 新町名 矢部町」とする。
- $\equiv$ 合併実施の期日 昭和三〇年二月
- 回

旧浜町々内に置くものとし、新役場新築まで暫定的に浜町役場を利用する。 役場の位置

- 豆 役場出張所の位置およびその事務
- 旧下矢部村、 出張所を当分の間、 旧白糸村、旧御嶽村 次のとおり置
- 2 張所は次の事務を行なう。
- 戸籍、 住民登録に関する事務
- 配給に関する事務
- ウ 徴税およびその他の徴収に関する事務
- 子) 任期は、 議会議員の任期 産業振興に関する事務 町村合併促進法第九条第一 項の規定を適用し、
- 七 一日までとする。 議会議員の選挙区および定数
- 1 定数は、地方自治法第九一条の規定による
- 期期間とする。なお選挙区において選挙すべき議会議員の数は、 選挙区を設ける。選挙区は、旧町村の区域による。ただし、 議員の一任 人口を勘
- 協議のうえ決定する。

農業委員会の委員の任期および定数

農業委員会法第三四条の規定に基づき、 旧 町村の農業委員会を昭和三〇年

一二月三一日までそのまま存置する。

教育委員会の委員および定数

だし、委員の任期は、 町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、 昭和三〇年四月三〇日までとする 委員の定数は五名とする。 た

昭和三〇年三月三

- $\bigcirc$ 合併関係町村の職員等の身分取扱い
- 1 合併関係町村の一般職の職員には、引続き新町の職員としての身分を保有 町村合併促進法第二四条の規定に基く町村合併の際、 職員の勤務年数は、これを継承させるものとする。 現にその職にある
- 2 町村長、
- 助役、収入役の退職金は、各町村議会において決定する。

3

議員および各委員の慰労金は、

新町の予算に計上するものとする。

- 4 職員の退職金は、熊本県退職条例に準じ左の割合を乗じた額とする。
- 新町発足後一か月以内に退職した者 百分の二五〇
- 新町発足後六か月以内に退職した者 百分の一五〇
- 部落駐在員は、条例を制定して必要なところに設置する。 新町発足後一年以内に退職した者 百分の一二五
- 助役の定数 一名とする。
- 財産および負債

する。 特別基本財産および行政財産ならびに基本財産は、 負債は、新町に引き継ぐものとする(一時借入金は除く)。 新町に引き継ぐものと

小学校、中学校の位置および区域

現状のまま存置し、通学区域は、必要により変更するものとする。 消防団の組織 消防団の組織は、 統合のうえ、再編成する。

(二五) 国民健康保険事業

未設置区域については、 昭和三〇年度までに実施するものとする

- (二 六) する。 旧町村の災害復旧および継続事業は、 新町において引き継いで実施
- (一七) 事情の変化によって事業実施年度、 とする。 新町は、 建設計画の実施についてはこれを大いに促進するが、将来 事業計画の変更あることを了承するもの

## 中島村、名連川村の編入

- $\widehat{\phantom{a}}$ 合併の時期 昭和三二年四月一日
- 出張所
- 旧中島村、 名連川村役場に出張所を置く
- 2 出張所の所長を置き、 つぎの事項を掌理させる。

- T 自衛隊その他渉外事項に関する事務
- 1 戸籍ならびに住民登録に関する事務
- ウ 諸証明に関する事務
- 工 主食配給に関する事務
- 町税その他徴収に関する事務
- $\equiv$ 議員の定数ならびに選挙

1

- 地方自治法第九一条第四項の規定により、 旧名連川村に選挙区を設けて選挙する。 増加する議員の選挙は、 旧 中
- 議員の定数は、 旧中島村二人、 旧名連川村二人
- 前記の選挙区は、合併と同時に行う選挙の際に限り、設けるものとする。
- 四 一般職員の身分取扱い

3 2

- 1 合併後も一般職員として身分を保存せしめ、 その勤続年数は通算する。
- 2 いて支給するものとする。 合併後に退職する特別職および一般職員の退職手当は、 旧関係町村にお
- 五 中島村立病院は、矢部町において継承し、十分強化するものとする。
- 子 境界変更

松の生の御船町への境界変更については、矢部町で合併後処理するものと

する。

#### 4 $\overline{\phantom{a}}$ 合併時の三役及び正副議長 浜町ほか三か村の合併

御嶽村	白糸村	浜町	下矢部村	町村名
山下諭	高村尚道	植村 安	佐野 剛	長
松永豊記	山本武	中村信義	日隈保	助役
平田政則	赤沢政喜	村山国彦	山下寅松	収入役
荒木強	藤田定之	右山富次郎	赤松政豊	議長
飯星源吾	坂野良恵	美濃部弘	佐野正令	副議長

(一) 浜町ほか三か村の合併

合併時の関係町村の現況表

中島村	矢部町	町村名
中村精彦	高村尚道	長
古閑守	中村信	助役
幸稲	義 平	収
葉富茂	田政則	入役
江藤恒	右山富岩	議
雄	郎	長
田広	田定	副議長
	·島村 中村精彦 古閑守幸 稲葉富茂 江藤恒雄 和田	·島村 中村精彦 古閑守幸 稲葉富茂 江藤恒雄 和田広部町 高村尚道 中村信義 平田政則 右山富次郎 藤田定

	Ī.	生産額	鉱	1 ~		前年度予算	市町村税納	県 税納	国税納	上の学校高	中学校以中	官公公		の書台で発態	り到金をか出	芝 煎		ß f	面	戸	人	
計	の他手門	産千円	工産手戸	万円以上 ()	12 全江 13	総額 千円	税額千円	税額千円	税額千円	等学校	学校	署	計	その他人	農業人	計人	その他人	商工業人	積 平方粁	数戸	口人	:
九 五,000	回回书、用〇〇	三十年、000	九二、五00		7 - 9 -	八二九二	를,,이,	川/州0十	三六五		匹	元	111'<111	五、五一五	<b>六三</b> 0米	回(11年)	141	二、〇九九	{   -1	三、三元六	101,71	1
1年07000	1111、用00	10年,000	三三、五00	1	- 7 3 7 7	一六、三六六	英皇	五、六七二	1,104	ı	_	III	4411,11	一、三元	一、型六	四01	ı	100日	三0・0年	(00)	三三六	下矢部村
图4川、000	111111111111111111111111111111111111111	九0′000	±0′000	1	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	元、六八		六、八六〇	一五、〇八七	_	_	元	三、用〇二	1'	二二十二	三、	11,011年	一、六五	110 • 411	/ 图  图	七、  年	浜町
班北,000	六七、五〇〇	⊀0′000	10,000	=	17 1111	±',1	八三宝	四五五	三二十	ı	_	五	三、六五九	11′图片()	17110元	=	<u></u>	九五	北・呉	41111	三、七八三	白糸村
三年、000	三年,000	100′000	ı	ı	- - - - - - - -	一七、九八七	六三宝()	母10	二、六九四	I	_	Ξ	三二八四	四八	二、九六六	四〇五	1110	二八五	二四・九九	六四()	三、七八九	御嶽村

戸

人

区

分

矢

部

部

町

中 係

村 町

名連川村

村

面

平 方 数 П

戸 粁

<u>=</u> 뛷

읖 盖

、公元

四四

都

市的

工 0)

二、兄先

そ 商 積

他 業

一、杂

二、芸八 二、兄先

兵皇士

呈

熊

# 終戦後の合併経緯と関係村の沿革

【旧上益城郡清和村における合併の歴史】

#### 九二、九二〇 二、三四 |O(訓書 西四 二、八七 二、分品 二、仁 四九八 芸丸 六八四 置 町市 小 朝 市 対制 制 前・ 制 峰 日 町 村 村 ·村制施行 (明三点) 阿蘇郡 前から終戦時にかけての状況 (明三三・四・一 市 (昭三・ 制 日 和 - 新設)(昭三・四・| 町 村 村 新設 新 制 後 終 戦 一阿蘇郡から上益城郡に編入) ま 終 清 戦 峰 日 和 時 村

上の学校

高 中

学

校

額

芫生

学

校

公

署

芸

亖 끄

四

膃

の割合 生 業

その他

そ 農

他

芸 臺

五

六八

슻

三、八宝

計 0) 業 態

生

産

計 0 前

予

算

総 税

額

千円 千円

四、八二

吉、台里

顽

元(0

· 三 三 瓷 弄

六、六四七 咒

市

町

会社、工場

3、事業場 度 村

(資本金五百万円以上)

千円

千円

、声

四

千円

三八六、三四

三六0,000 圭 人0,000

五,000

114,000 |1四/四00 県 玉

納

税 税

額 額

> 千円 千円

#### -1206-

#### (一) 朝日村

氏の領地となった。阿蘇氏の支配下にあったが、天正一三年(一五八五)、阿蘇氏の滅亡により小阿蘇氏の支配下にあったが、天正一三年(一五八五)、阿蘇氏の滅亡により小本村の地域は、太平村、仏原村など八か村からなり、中世には、数百年間、

この八か村は高月村列として同一戸長役場区域となり、 にともない八か村が合併して朝日村となった。 村がそれぞれ同一行政区域となった。しかし、一七年の行政区域の変更により かれて鶴ケ田、 区第六小区に属したが、一二年、郡区町村編制法の施行により、 明治七年(一八七四)の改正大小区制のもとでは、 その後、寛永九年(一六三二)、 川口、井無田の三か村と高月、 細川氏の所領となり、 太平、 小峰地区とともに第九大 郷原、安方、 二三年、 矢部手永に属した。 町村制の施行 小峰地区と分 仏原の五か

った。

三一年七月一日まで従事どおり阿蘇郡の属する第一区に属していた。 となり、二三年に正式に上益城郡に編入されたが、なお衆議院議員の選挙区は 七年(一九四二)、県下に地方事務所が設置された際、上益城地方事務所の所轄 白石村など三か村を除く一一か村が合併して小峰村となった。 一二年の郡区町村編制法の施行にともない貫原、 四)の改正大小区制のもとでは朝日地区とともに第九大区第六小区に属したが、 川は六か村で、 .の領地となったが、細川藩時代は菅尾手永に属していた。明治七年(一八七 本村の地域は、 行政区域となり、さらに一七年の行政区域の改正で、この一一か村に白石、 方ケ野の三か村を加え小峰村列となった。二二年の町村制の施行により、 仮屋、米生、尾野尻、 小峰村など一一か村からなり、朝日村と同様阿蘇氏から加藤 鎌野の四か村は柳井原村などとともに · 須原、小峰、小竹中、 その後、 昭和

# 2 町村合併促進法制定後の経緯

各問題の発生が予測されたので、 て、行政は上益城地方事務所の管下にあり、矢部郷から分離することについては、 白糸村、 御嶽村、 御嶽村、 下矢部、 名連川村および阿蘇郡馬見原町、 白糸、 馬見原町と隣接した地形であるが、 合併をどのようにするか、 浜町、 名連川、 御嶽、 菅尾村、 朝日、 住民の世論を調査し 小峰の一村とし 同村ともに矢部 柏村に隣接し、

たところ、次のような状況であった。

- (一) 矢部八か町村合併を希望する者 四五パーセント
- セント 東部四か村合併(小峰、朝日、菅尾、馬見原)を希望する者 四五パー
- (三) その他(小峰、朝日、御嶽合併) 一〇パーセント

表したが、これは、この地区における合併問題を、かえって混乱させる結果とな現が困難視されていたとき、県は矢部郷八か町村合併を内容とする合併試案を発両村議会においても、前記のような分野にわかれての論争が激しく、合併の実

この間、朝日村議会においては、東部四か町村合併派と矢部郷八か町村合併派との間、朝日村議会においては、東部四か町村合併派と矢部郷八か町村合併を満場一致自分たちだけでも定数に足りる。」と第二の議会を開き、八か町村合併を満場一致自分たちだけでも定数に足りる。」と第二の議会を開き、八か町村合併を満時間前の午前九時に半数がそろったので、議長は開会を宣し、四か町村合併を議時間前の午前九時に半数がそろったので、議長は開会を宣し、四か町村合併を議時間前の午前九時に半数がそろったので、議長は開会を宣し、四か町村合併を議時間前の午前九時に半数により、日本の一方のでは、東部四か町村合併派と矢部郷八か町村合併派との間、朝日村議会においては、東部四か町村合併派と矢部郷八か町村合併派との間、朝日村議会においては、東部四か町村合併派と矢部郷八か町村合併派との間、朝日村議会においては、東部四か町村合併派と矢部郷八か町村合併派という一幕もあった。

め小峰、 余にわたる合併紛争も終止符を打たれ、 協議会を発足させた。三月一八日、 村は朝日村と合併することを議会で申し合わせ、 うやく認識し、その賛成者は日をおって増加した。そこで、翌三一年二月、 場合、矢部郷で合併できなかった小峰、 朝日二か村合併の気運が盛りあがり、両村とも校区別の住民大会を開き、 項参照)、三〇年一月、六か町村の合併が決定視されてきた。そこでようやく小峰 いうことで非公式の住民投票を行なったが、 ついて協議を進め、 にした。これに対して、 はじめ議会も二か村合併に力を注いだ。住民も、今後における行政運営を考えた さらに、 朝日の両村を除く矢部地方六か町村はこの区域の合併を進め(矢部町の 朝日村においては、さきに揚げた第一案、 七月 朝日村も同調し、 一日をもって合併することを決定した。こうして二年有 第 一回の協議会を開催し、 朝日の二か村合併が必要であることをよ 小峰村、 同年三月、 混乱は増すばかりであった。このた 朝日村との合併を促進すること 朝日村は合併して、 促進法に基づいた合併促進 第二案のいずれを選ぶかと 事務処理の問題に 新しく清 村長を 小峰

村が発足した。

適当であるとの理由で、合併協議会において満場一致で決定された。 おける村政の鏡とされていた。合併にあたり合併村の一般住民から公募した村名 清人和」すなわち「政ごと清ければ人おのずから和す」という額書は、朝日村に の選考に際し、前述のような意義ある額書に由来する「清和村」とするのが最も 因みに、朝日村出身で昭和八年(一九三三)陸軍大将に昇進した林仙之氏 の「政

## 合併条件および協定事項

- $\widehat{\phantom{a}}$ 合併の形式 朝日村、 小峰村を合体合併する。
- 合併の時期 昭和三一年七月一日
- 新村名 清和村とする。

役場の位置

庁舎は、大字大平地内に置く。 熊本県上益城郡朝日村大字太平三七七の一番地 (現大平公民館) に置き、 新

- 五 出張所の位置および事務 出張所は、 設置しない

議員の任期

`村合併促進法第九条第一項の規定を適用し、 議員の任期を昭和三一年八月

三一日まで延長する。

七 議会議員の選挙区および定数

挙区をそれぞれ設け、各選挙区における議員の定数は、それぞれ九人とする。 公職選挙法第一五条第五項の規定により、朝日村、 小峰村の区域をもって選

農業委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、委員の任期を昭和三一年一〇

月三一日まで延長し、その定数を二七人とする。 特例適用期間中における学識経験者等による推せん委員の数は、 朝日村四

教育委員会の委員の任期および定数

○日まで延長し、 町村合併促進法第九条のこの規定を適用し、 その定数を互選により四人とする。 委員の任期を昭和三一年九月三

合併関係村職員の身分取扱い

しめ、職員の勤務年数はこれを継承する。 る合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せ 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、 現にその職にあ

2 一般職の職員の給与については、合併関係村の不均衡を調整し、 分の取扱いについては、一般職の職員のすべてを通じて公正に処理する その他身

手当の額に左に揚げる額を加えて支給する。 一般職の職員の退職手当の額は、新村の退職手当支給条例による普通退職

3

合併後一か月以内に退職した者は、 本俸月給の一二か月分

合併後四か月以内に退職した者は、本俸月給の六か月分

合併後一二か月以内に退職した者は、 本俸月給の二か月分

ウ

I. 特別職の職員は、 別に考慮する。

助役の定数 助役の定数は、 一人とする

部落区長の設置

合併関係村の区長は、これを現在のまま存置する。なお逐次整理統合する。

財産の帰属処分

1 合併関係村の財産は、 すべてこれを新村に引き継ぐ。

2 合併関係村の負債は、すべてこれを新村に引き継ぐ。

<u>一</u>四 村税その他の滞納処理

引き継ぐ。ただし、両村とも昭和三一年五月三一日までにそれぞれ九○パーセ 合併関係村の村税その他の収入金で収入未済分は、町村合併と同時に新町に

ント程度の徴収実績をあげるものとする。

<u>五</u> 字の名称 新村の大字、小字の名称は、 現在のままとする。

二六 消防団の統合

現在の二か村有の消防機械器具は、これを新村に引き継ぐ。

2 新村に消防団を置き、 団員および分団数は、 関係村の消防団の協議により

<u>一</u>八

(一七)

国民健康保険事業

新村は、

全区内に実施する

事業は、継続して行なうものとする。 関係村における土木事業、 耕地事業その他各種の継続事業ならびに既定計画

 $\stackrel{\text{(i)}}{=}$ (一九) 合併時の三役及び正副議長 農業協同組合、農業共済組合、森林組合、青年団、婦人会、その他の各種団体 村税の賦課 左の団体の統合をすみやかにあっせんする。 均一課税とする。

合併時の関係村の現況表	

5

区

分

清 和

村

朝 日 関

村

小 村 峰

村

係

上の学校 中学校以

高 中

等 学

学

校

校

官

公

署

四

の割合

その他 の業態

> そ 農

0)

他

四

業

五、五三元

三,000

計

气)

三 一、三二四 二、四咒

生 業

業

業 都市的

そ

他

人

計 の 工

흣

仌

商 積

業

흣

戸 人

面

平方粁 数 П

妻・ 三

吉·

戸

至

六쯾

人

売

		E.		会	前	市	県	国
	產客		税	税				
	そ	農	鉱	事業場(	度予	村税	納	納
計	の		エ	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)	算総	納税	税	税
	他	産	産	音万円	額	額	額	額
千円	千円	千 円	千円	以上	千円	手 円	手 円	千円
二十九〇五	1 1 1101	1 40,000	二六,七〇三	-	四六、四五六	一三、七二八	一、〇父五	二二年
	0/三届1	八,000	11,00年	_	一八、七六二	六、六八二	五七七	1,1111
一〇七、五四八	0′八五0	八二、000	一四、六九八	I	二七、六九五	六、〇四五	四八八	月107.1